

地方独立行政法人大阪市民病院機構規程の制定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という。）の業務運営に関して必要な事項を定める規程の制定等について定めることを目的とする。

(規程の制定)

第2条 理事長は、法人の業務運営に関する基本的事項及び関係法令に基づき定める事項を規程で定める。

2 理事長は、地方独立行政法人大阪市民病院機構理事会規程第2条第1項に規定する重要な規程の制定及び改廃を行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(公布等)

第3条 規程は、書面又は電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することのできない方式をいう。）により、役員及び職員に周知するものとする。

第4条 規程は、法人のホームページに掲載することにより公表するものとする。

(要綱等の制定)

第5条 理事長は、規程を実施する手続その他必要な事項について、要綱等内規を定めることができる。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。